

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表
 学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名	イウエ タツロウ 井上 達郎		授与番号 甲 第1340号
学位の種類	博士(社会学)	授与年月日	2019年 3月 31日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者(学位規則第4条第1項)		
博士論文の題名	ハンナ・アレントの「私的領域」論 —「共通世界」の安定的な存立を保障する思想として再構成する—		
審査委員	(主査) 佐藤 春吉 (立命館大学産業社会学部特別任用教授)	木田 融男 (元立命館大学産業社会学部教授)	
	山下 高行 (元立命館大学産業社会学部教授)		
論文内容の要旨	<p>本論文の主題は、独創的なユダヤ人女性思想家ハンナ・アレント(Hannah Arendt: 1906~75)の「私的領域(private realm)」論を考察し、アレント思想における「私的領域」概念の積極的な意義を解明し、彼女の「私的領域」論を「共通世界(common world)」の安定的な存立を保障する思想として再構成することで、従来の「公共性」の思想家というアレント解釈に対してもう一つの新たな解釈視点を提示したものである。本論文は、A4判179ページの大作である。3ページに及ぶ目次の詳細は省略し、序章、終章を入れた全6章の章編成のみ以下に記し、その後各章の要旨を紹介する。</p> <p>序章 本研究の目的と章別構成 第1章 アレント研究史の批判的検討——「私的領域」概念解明の必要性について 第2章「世界の中の住処」としての「私的領域」——アレントの「私有財産」論 第3章「思考する個人」の在処としての「私的領域」——全体主義批判から道徳哲学論へ 第4章 子どもの「新生」を通じた「世界」の再生と持続——アレント教育論の思想的含意 終章 本研究の結論と今後の課題</p> <p><各章要旨></p> <p>序章では、アレントの政治的自由と始まりの思想という主題の意味を明らかにした上で、自由の意味が問い直される時代意識のもとでの研究状況を俯瞰しつつ、本研究があえてアレントの「私的領域」論の考察を行うことの必要性和意義について詳細に論じている。著者は、アレントの「私的領域」論に着目する理由を以下の三点に整理して論証的に提示している。第一に、アレントの「私的領域」論に着目した先行研究の不足である。アレント研究の関連する先行研究を丁寧に検討したうえで、アレント研究における主要な研究動向が、主として公共性論の解釈をめぐる展開してきたことが示されている。実は「私的領域」概念は彼女の思想の内部にしっかりと位置づけられているのであるが、これまでの研究の多くが、その点を看過してきた。第二に、J・ハーバマスによるアレントの公私区分論批判に影響を受けた研究史上の通説的解釈では、「私的領域」に対する「公的領域」の優位性と両者の排他的関係性というアレント理解がもたらであった。このような解釈はアレントのテキストの全体を見ない一面的な理解である。第三に、アレントの「私的領域」論を、その肯定的で積極的な存立意義に着目して考察するならば、「人間の条件」としての「共通世界」の安定的な存立を保障する彼女独自の洞察を明晰に把握することが可能になるという点である。</p> <p>第1章では、アレント研究史の全体的な動向を、その展開に応じて四つの時期に区分したうえで、当該時期の研究動向における解釈上の特徴を概観している。研究史を詳細にたどるなかで、アレント研究における主要な研究動向が、専ら彼女の公共性論の解釈をめぐる展開してきたことがあらためて明らかにされている。第四期の研究動向では、『人間の条件』で提起された「活動」概念を中心に関連諸概念についての精緻かつ多様な解釈に専念してきた従来の諸解釈を批判し、『全体主義の起源』に焦点を当て、アレントの公共性論とは異なる観点から彼女の思想的意義を再考しようとする研究がなされてきている。ただそこにおいても、「私的領域」論は主題としてしっかりと受けとめられてはいない。しかし、数少ないとはいえ「私的領域」論に着目した研究もいくつか生まれ始めている。第2節ではそれら諸研究を批</p>		

判的に検討し、アレントの「私的領域」論をその積極的な存立意義のもとで正面に据えて捉え直すための基軸的論点として、(1)「私有財産」論、(2)「全体主義」論ならびに「道徳哲学」論、(3)「子どもの教育」論、の三点が設定されうること示している。これらの3点は個別の論点に着目したかたちではすでに先行研究でもある程度指摘され論及されてきているものである。上記三つの主題を関連させて検討し、アレント思想における「私的領域」概念の総体的解明を試みる必要がある。本論はその基礎固めの試みである。

第2章では、アレント思想における「私的領域」概念の積極的な存立意義を解明するために、彼女の「私有財産」論を考察している。アレントによる「私有財産」概念はきわめて独創的なものである。彼女の「私有財産」概念は、通常連想されるような貨幣、商品、資本といった「動産」としての「富」とは根本的に異なるものとして理解されている。アレント思想において「私有財産」とは、上記のような経済学的範疇に属する概念ではなく、「公的領域」とは明確に区別され、人々の私的生活を守る「四つの壁(防護壁)」の比喩で語られ、「私的領域」の安定的な存立を保障するものとして重視されている。「私有財産」論の考察を通して明らかになるのは、アレントの思想において「私的領域」は、「私有財産」に守られることで、「世界」の中で人間が安心して「住まう」ことができる「世界の中の住処」として積極的な存立意義を与えられているのである。「私有財産」は、公権力の恣意的な介入や、社会の画一的な価値評価、さらには見知らぬ他者の好奇の眼差しといった「世界の公的側面」からもたらされる様々な脅威を遮断することで、「私的領域」の存立を保護するものである。人間は、私的に所有することが許された「隠された」空間を持つことが保障されてこそ、「世界」の中で「人間らしく」生きることができるのである。私的領域までもが剥奪される全体主義を経験したアレントが『人間の条件』で論じた私的財産論は、従来の諸解釈では看過されてきた、「世界の中の住処」としての「私的領域」の安定的な存立を擁護するアレントの重要な思想的洞察だったのである。彼女の公私区分論も、この観点から理解するならば、人間の自由にとっての重要な前提条件として理解される。アレントは晩年になっても、資本主義的な経済的収奪や社会的排除の論理に抵抗して、「世界の中の住処」である「私的領域」の安定的な存立を保護する「私有財産」の保障を訴えた。見捨てられた存在、難民や貧困者などが重大な問題として現れてきている現代では、人間が安心して「世界」の中に「住まう」ことができる安全な私的空間を確保する切実な必要性を指摘するアレントの思想は、ますますアクチュアルな問題提起となっている。

第3章では、全体主義による「私的領域」の破壊という論点に焦点を当てて、アレントの全体主義論について考察している。全体主義のイデオロギーとテロルを論じたアレントの全体主義論において、「私的領域」とは、「思考する個人」の在処として、人間の行為のなかでもっとも「自由」で「純粋」な能力である「思考」の能力を、個々の人間の内面において培うことのできる不可侵の個人的空間として根本的に重視されている。この「思考する個人」の在処としての「私的領域」こそは、全体主義に抵抗するための不可欠の根拠なのである。アレントは、「全体主義」批判の論脈で明らかにした「私的領域」の意義を、後年の道徳哲学論で思想的に深化させている。そこでアレントは、全体主義に対する明白な「政治的」抵抗ではないが、それに先立つ「個人的」抵抗の一形態として現れる全体主義の強大な強制力への個人的な「不服従」の意義に着目している。彼女は、公的な世界から退きこもり、「思考」を「始める」ことで、ソクラテス的な「自己」とともに誠実に生きることを意志する「個人」が涵養されう空間としての「私的領域」に深い意義を与えている。アレントは、「思考する個人」の在処としての「私的領域」の存立に、政治的な危機状況のもとでの「人間の尊厳」の所在を見出そうとした。「全体主義」論ならびに「道徳哲学」論の考察を通して明らかになるのは、「私的領域」は、家庭生活の領域や親密圏とも概念的に同置できない、「思考する個人」という「道徳的人格」が涵養されう「個人的なもの」の在処として積極的な存立意義を持つことである。

第4章では、「子どもの教育」をめぐるアレントの議論について考察している。アレントの教育論をめぐっては、彼女の公共性論に着目してシティズンシップ教育論を展開しようとする論者から、「政治」と「教育」の区別を強調する彼女の議論が「保守的」であるという批判が提起されてきた。これに対して、本章ではアレントの教育論を、彼女の「権威」および「私的領域」概念に着目して考察することで、「保守的」と見なされ批判されてきた彼女の教育論の本来の意味を浮き彫りにしている。彼女の主張の主眼は、子どもの「新生」を通じた「人間社会」としての「共通世界」の不断の再生と持続的存立を保証することにあるのである。アレントが教育を通して守ろうとしたのは、「新参者」として「世界」に到来する子どもの「新生」であり、それと同時に、子どもの「新生」を媒介とした不断の「更新」に基づく「世界」の存立であった。その際、彼女は、学校教育の「公共性」という現代社会の意味をそれとして認めつつも、あえて「家族」とともに「学校」という教育空間を彼女の言う「私的領域」に位置づけている。そうすることで、彼女は家族と学校双方の空間を「世界」を「更新」してゆく子どもの能動性を育む外的な力から守られるべき庇護的空間として捉

えているのである。このような「子どもの教育」をめぐるアレントの考察から明らかになるのは、「私的領域」とは、子どもの成長と発達のために必要な基本的条件を保障するとともに、「共通世界を新しくする使命」を担う将来の「市民」である子どもの能動性を育成するための庇護的空間として積極的な存立意義を持たされているということである。「家族」のみならず「学校」も含めた、子どものための保護的空間として「私的領域」を確立することは、「世界」の再生と持続を思想の根幹に据えるアレントの教育論にとって不可欠の条件である。それは子どもの養育と教育に携わるすべての大人たちが、「子ども」と「世界」に対して担うべき「公的責任」なのである。アレントのいわゆる「保守的」教育論は、政治的な意味の保守主義とは別のものであり、異なる世代の人間たちによる「共有」と「更新」を通じた「共通世界」の持続的存立という、彼女の政治思想における中心的論点と深く関連する重要な主張なのである。

終章では、あらためて本研究の意義について以下のような論点としての確にまとめている。

本研究の考察を通じて明らかになるのは、専ら「公的領域」と「私的領域」の「断絶」のみを強調し、後者を前者の「欠如態」と見なし、「私的領域」の積極的な存立意義を看過してきた研究史上の諸解釈とは異なり、「私的領域」は、アレントにとって、「新しい始まり」としての人間の「自由」が発現する舞台である「共通世界」の安定的な存立を支える不可欠の条件として積極的な存立意義のもっているということである。

本研究がアレントの「私的領域」論から見出そうとしたのは、「人間の条件」をめぐる次のような思想的洞察である。

第一に、人間が「自由な存在」として生きるためには、「活動」を通じて人間の「自由」が現われる舞台である「公的領域」の存立とともに、公権力の恣意的な介入や、社会の画一的な価値評価、さらには見知らぬ他者の好奇の眼差しといった様々な脅威にさらされることのない居場所——「世界の中の住处 (worldly home)」としての「私的領域」——が保障されなくてはならないという彼女の根本的な確信である。アレント政治思想の根本的課題とは、人間の「自由 (freedom)」の根源的な擁護、すなわち「世界」のなかで「他者」と協同しつつ「何か新しいことを始める (beginning something new)」という人間に固有な「活動 (action)」の能力と、「活動」の発現を通じてこそ可能となる「共通世界 (人間社会)」の持続的存立の擁護にあった。そして、このとき同時に彼女が主張していたのは、「活動」を通じた「世界」の「更新」という人間の「自由」が実現されるためにも、何よりもまず、様々な脅威から守られた安全な「私的領域」が確保されなければならないということであった。

第二に、「私的領域」において涵養されうる能動的で肯定的な主体の在りように、「人間の尊厳」を見出そうとする彼女の眼差しについて、明確に理解することである。アレントの思想において「私的領域」は、「公的領域」とは異なる共生の空間として、つまり「公的領域」で出会う他者とは異なる「他者」と、「活動」を通じた「自由」の確証とは異なる方法でも生きる事が許された空間として肯定的な意味のもとで理解されている。アレントにとっては、人間的な生に固有の尊厳や能動性は、これまで注目されてきたような「公的領域」に「現われる」というだけでなく、「私的領域」に守られ「隠される」ことによって育まれるのだということでもあったのである。人間が「自由」な存在としてこの「世界」の中で生きるためには、公示されるべきではない隠されるべきもの——そしてそこには人間的な生の尊厳が宿る——が適切に守られる「私的領域」が不可欠に要請されるのである。

今後のアレント研究において解明されるべき重要論点は、「共通世界」の安定的な存立を保障する思想として肯定的かつ積極的な存立意義のもとで捉え直された「私的領域」論の総体的な解明という論点である。本研究はその基礎となることを企図している。それは従来の研究が主として専念してきた問題、すなわち、アレントの公共性論の理論的精緻化のためにも、解明されるべき主題となるものである。

なお、まとめでは、アレントが「私的領域」論の現代的意義についても次のように論じている。近代社会における「私的領域」の「剥奪」や「荒廃」という問題は、現代社会において一層深刻な様相を呈しつつある。世界各地で続発する内戦や紛争に伴う難民の増大、市場経済のグローバル化の進展に伴う格差や貧困の拡大再生産、自らを「無用」で「余計な」存在だと感じる人びとの間に広がる社会病理的現象の蔓延など、現代社会が直面する危機的な問題状況の背景には、人間が安心して生活を営むことができる空間としての「私的領域」が、暴力的な収奪や破壊、際限のない縮小や解体のプロセスに直面し、存立の危機に曝されているという問題が伏在している。人間が「自由」であるための根本的条件とは、安心して生活を営むことのできる「世界の中の住处」としての「私的領域」の安定的な存立に賭けられているというアレントの「私的領域」論が示唆する思想的洞察から学び、現代社会の諸条件のもとで「私的領域」の存立を保障するための方途を問うことは、現在多様な形態をとって進行している「私的領域」の「剥奪」や「荒廃」という問題状況と批判的に対峙するうえで、優れて現代的な意義を持った主題である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">論文審査の結果の要旨</p>	<p>本論文の審査公聴会は、2019年5月23日(木曜日)に開催された。副査および主査から評価と質問が出され、応答がなされた。また公聴会に参加された本研究科教員およびその他の参加者からも質問意見が出され、応答がなされた。主として、「世界」概念の理解を深める議論、私的領域の重要性と今日的な意義や応用発展可能性についての応答議論が様々な角度からなされた。本論筆者の応答はいずれも的確で、アレントの思想および本研究の内容理解を深めるものとなった。</p> <p>それらの応答議論を踏まえ、主査、副査においては、本論文が、以下のような諸点において極めて高い評価に値するという点で一致した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本論文は、アレントの私的領域論という、これまでのアレント研究では十分解明されてこなかったアレント思想の重要な思想内容とその意義について、明瞭かつ詳細に明らかにされており、アレント研究においても重要な意義を有する成果であると評価できる。本論筆者の主張内容や意義は、上述の「要旨」の最後にまとめてあるので、繰り返さない。 2. 先行研究について豊富な文献が取り上げられ、さまざまな論点について詳細に検討されている。「注」も充実しており、本文に劣らず重要な主張や論証が多彩に展開され、様々な論者が提示した多様な論点に照らして本論の主張が検討されている。その丁寧な検討の成果も価値あるものとして評価できる。 3. 出版に値するとの評価でも主査、副査の評価は一致した。 4. 論述はよく整理され、明晰であるだけでなく、説得力があり、アレント思想の魅力を伝える感動を呼ぶ表現が随所に見られ、その点でも独自の価値があるものと評価される。 5. 本論は分量も多く大作であるが、論点が整理され、その都度の主張点が明確なために、読み手を飽きさせない内容と魅力を持っており、優れた内容を持った力作である。 <p>本論は以上のような高い評価に値するものではあるが、とはいえ、以下のようないくつかの問題点についても指摘がなされた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アレントの特有の「世界」概念の理解は既知の前提のように叙述が進められているが、始めのところで、あらかじめその概念の意味内容、重要性について読者の理解を明確にする記述が欲しい。同様の説明不足の問題は、注の「根圏」という佐藤和夫氏の特有のアレント解釈の用語についても指摘できる。この概念の理解が既知の前提になっているように論が進められているが、予備知識のない読者には理解が難しい叙述になっている。 2. 思考する個人の重要性とその生まれる場所が私的領域だというアレントの主張は理解できるが、では私的領域においてどのようにして思考する個人が立ち上がるのか、さらに解明が欲しい。この論点については、アレントの晩年の大著『精神の生活』の研究が必要で、今後の研究課題である。 3. 序章の山本哲士氏のアレント解釈で使用されている特殊な「プライバシー」概念と一般的な意味のプライバシー概念が用法的に混在している。区別と整理が必要である。 4. 出版を考えるならば、4章にはなお論述を補強しより充実させて欲しい点がある。 <p>しかし、これらの問題点は、いずれも本論の論証の根幹にかかわるものではなく、上記のような本論文に対する高い評価を損ねるようなものでは全くない。いずれも、すぐにでも改良可能なものであるか、今後の研究の発展に期待しうるものである。</p> <p>以上、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は本論文が本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。</p>
<p>試験または学力確</p>	<p>本論文の審査公聴会は、2019年5月23日(木曜日)に産業社会学部大会議室にて開催された。審査公聴会での質疑応答において、論文自体の高い評価を確認するとともに、本論文筆者が関連する諸問題について深い理解水準に達していることが確認された。アレントの原テキストを読み込んで論述していること、および、英語を中心とする多くの参考文献を研究に利用し、その内容についても詳しい論評を行っていることから、外国語の文献理解に十分な能力を有していることを確認した。</p> <p>よって、本学学位規程第18条第1項にもとづいて、博士(社会学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断する。</p>

認
の
結
果
の
要
旨